サトー事務所だより

令和5年9月号 (No.164)

【令和5年10月から】地域別最低賃金の改定

全国平均43円の引上げへ











中央最低賃金審議会の「全国一律41円引上げ」の決定に基づき、各地方最低 賃金審議会で審議された都道府県ごとの引上げ額の答申が公表されました(令和 5年8月18日時点)。結果として、多数の都道府県で中央最低賃金審議会の決 定を上回る引上げが行われ、全国平均43円の引上げで、初めて1,000円を上回る 1,004円となりました。

地域別最低賃金は10月から改定となっており、都道府県ごとに発効日が異なりますので給与計算時に変更漏れがないように注意しましょう。

7 4 9 07 6		的区处义	別 (し) る
都道府県	令和4年	令和5年(引上げ額)	
北海道	920	960	(40)
青森	853	898	(45)
岩 手	854	893	(39)
宮城	883	923	(40)
秋 田	853	897	(44)
山形	854	900	(46)
福島	858	900	(42)
茨 城	911	953	(42)
栃木	913	954	(41)
群馬	895	935	(40)
埼 玉	987	1,028	(41)
千 葉	984	1,026	(42)
東京	1,072	1,113	(41)
神奈川	1,071	1,112	(41)
新潟	890	931	(41)
富山	908	948	(40)
石 川	891	933	(42)
福井	888	931	(43)
山梨	898	938	(40)
長 野	908	948	(40)
岐 阜	910	950	(40)
静岡	944	984	(40)
愛知	986	1,027	(41)
三重	933	973	(40)

都道	府県	令和4年	令和 5 年(引上げ額)		
滋	賀	927	967	(40)	
京	都	968	1,008	(40)	
大	阪	1,023	1,064	(41)	
兵	庫	960	1,001	(41)	
奈	良	896	936	(40)	
和哥	次山	889	929	(40)	
鳥	取	854	900	(46)	
島	根	857	904	(47)	
岡	山	892	932	(40)	
広	島	930	970	(40)	
山	П	888	928	(40)	
徳	島	855	896	(41)	
香	JII	878	918	(40)	
愛	媛	853	897	(44)	
高	知	853	897	(44)	
福	岡	900	941	(41)	
佐	賀	853	900	(47)	
長	崎	853	898	(45)	
熊	本	853	898	(45)	
大	分	854	899	(45)	
宮	崎	853	897	(44)	
鹿児	記島	853	897	(44)	
沖	縄	853	896	(43)	
全国	平均	961	1,004	(43)	

■最低賃金が1,000円以上 ■41円を上回る引上げ



おしながき

- ▶【令和5年10月から】 地域別最低賃金の改定
- ▶【令和6年4月から】 裁量労働制が一部変更に
- ・・・P 2 ▶9月は職場の健康診断実施 強化月間です
- ・・・・P 3 ▶今年の年末調整で注意!
- 国外居住親族の扶養 ・・・・P 3
- ▶育児をしながら働く労働者が 増加・・・・P 4

9月・10月の労務・税務

9月11日

- ●源泉徴収額・住民税特別徴 収税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得 届の提出

10月2日

- ●社会保険料の納付
- ●外国人雇用状況の届出

10月10日

- ●源泉徴収額・住民税特別徴 収税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得 届の提出

10月31日

- ●社会保険料の納付
- ●外国人雇用状況の届出
- ●労働者死傷病報告の提出 (7月~9月分)
- ●個人の都道府県税・市民税 の納付
 - ●労働保険料の納付 (延納第2期)

サトー休業日のお知らせ

令和5年9月8日(金)は 全社研修により休業します



【令和6年4月から】裁量労働制が一部変更に

裁量労働制の制度

専門業務型裁量労働制

業務の性質上、業務遂行の手段や時間配分等を大幅 に労働者の裁量に委ねる業務として、厚生労働省及 び大臣告示で定められた専門的な業務に従事する労 働者 (現在:19種類)

企画業務型裁量労働制

事業の運営に関する事項についての企画、立案、調 査及び分析の業務であって、業務の性質上、これを 適切に遂行するために、業務遂行の手段や時間配分 等を大幅に労働者に委ねる業務に従事する労働者

下記を労働基準監督署へ届出 【専門型】労使協定 【企画型】労使委員会の決議

下記の時間を労働したものとみなす 【専門型】労使協定で定めた時間 【企画型】労使委員会で決議で定めた時間

※「法定労働時間を超えるみなし労働時間を 設定した場合」「法定休日・深夜に労働し た場合| は割増賃金が必要

労使協定・労使委員会の決議で定めた時間分を労働したものとみなせる裁量労働制ですが、**令和6年4月に** 法改正が行われ、下記が主な変更となりますので今のうちにチェックしておきましょう。

①専門型:対象業種の追加

【新たに追加される対象業種】 銀行または証券会社における、顧客 の合併・買収に関する調査または分 析、およびこれに基づく合併・買収 に関する考案および助言の業務



対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容を変 更する場合、その内容を使用者が労使委員会に説明し、 説明した内容について労使委員会で決議する必要があ ります。

これに伴い、労使委員会の運営規程には、説明を事 前に行う旨や説明事項を定めなければいけません。

③同意と撤回の手続

労働者の同意	現行		令和6年 4月から
専門型	不要	\longrightarrow	必要
企画型	必要		少安

専門業務型裁量労働制では今まで労働 者本人の同意は要件となっていませんで したが、企画業務型裁量労働制と同様に 同意が必要となります。

②企画型:賃金・評価制度の労使委員会への説明

また、いずれの裁量労働制においても 撤回する場合の手続を定める必要があり ます。(下記④)



④労使協定・労使委員会で定める事項の変更

専門業務型裁量労働制の労使協定

- ・制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること
- ・制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な 取扱いをしないこと
- ・制度の適用に関する同意の撤回の手続

今回、令和6年4月の制度変更に伴って、制度を適 用するすべての事業所で下記の対応が必要となります。

企画業務型裁量労働制の労使委員会の決議

- ・制度の適用に関する同意の撤回の手続
- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合 に、 労使委員会に変更内容の説明を行うこと
- ・労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情 処理措置の実施状況、同意及び<mark>同意の撤回</mark>の労働者ごとの 記録を決議の有効期間中及びその期間満了後5年間(当面 の間は3年間)保存すること

令和6年4月において

- ・裁量労働制を継続する場合
- ・新たに裁量労働制を導入する場合

令和6年 3月までに

①本人の同意を得る(専門型)

- ②労使協定、労使委員会の決議を定めて届出
- ③労使委員会に賃金・評価制度の説明(企画型)
- ※②は既に届出を行っていても、改めて届出が必要です。



9月は職場の健康診断実施強化月間です

健康診断をきちんと受けましょう

厚生労働省は9月を健康診断実施強化月間として、健康診断の実施の徹底を呼びかけています。「令和3年 労働基準監督年報」においては、定期監督によって違反状態にあった事業のうち健康診断に関する違反を指摘 された事業場は22,139件で、全体では2番目に多い違反項目となっています。

健康診断の実施

雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務従 事者・海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の 検便

有所見者に対する医師等の意見聴取

健康診断後3か月以内に、医師・歯科医師による 意見を聴かなければならない

就業上の措置の実施

医師等の意見を勘案して、必要があると認めると きには、就業場所の変更・作業の転換・労働時間 の短縮等の必要な措置を実施する



事業規模が小さいほど健康診断の実施率・医師への意見聴取率が下がってしまう傾向にありますが、健康診断の実施は規模を問わず行う必要があります。もし、雇入れ時の健康診断や定期健康診断をきちんと実施できていない状態であれば、健康診断実施状況について必ず見直しましょう。

今年の年末調整で注意!国外居住親族の扶養

令和5年から国外居住親族の扶養要件が変更に

国外居住親族に係る扶養控除等の制度について、令和5年より扶養要件が変更となり、被扶養者が30歳~69歳で留学・障害者以外の一般的な扶養の場合は、年間で38万円以上の送金とその証明が必要となります。

 今和4年まで
 令和5年以降

 所得48万円以下
 所得48万円以下

 16歳以上
 16歳~29歳

 30歳~69歳

 留学
 障害者

 年38万円以上の送金



38万円以上の送金はそれぞれに対して行われる必要があるため、**左記の例では少なくとも38万円×3=114万円の送金**が必要です。

70歳以上

また、**送金の証明は各人ごとに必要**です。例えば、**妻にまとめて送金した場合、妻以外は扶養対象から除外**されることになるため、各人の口座を用意するなどの対応が必要です。 共同名義口座であっても各人への送金証明にはなりません。

証明の提出が無ければ年末調整で扶養対象外として処理しなければなりません。国外居住親族がいる従業員に対しては 当該変更について周知を行いましょう。



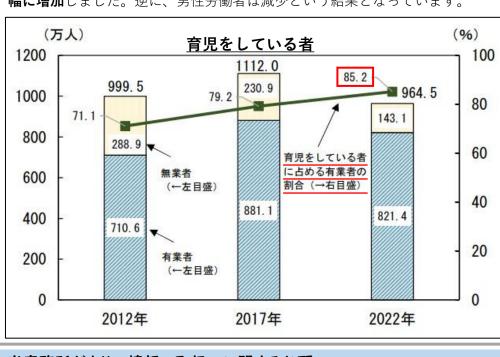
育児をしながら働く労働者が増加

育児をしながら働く女性労働者は9.2%増加

総務省は、国民の就業及び不就業の状態などを調査した「令和4年就業構造基本調査」を公表しました。



2022年10月1日時点の15歳以上について、有業者は6706万人となっており5年前の前回調査(2017年)より84.7万人増加しています。特に女性については有業者数が121.5万人増加しており、5年間で女性労働者が大幅に増加しました。逆に、男性労働者は減少という結果となっています。



今回の調査で特に注目の結果となったのが、育児をしてする者の就業状態の調査で見を 対象とした育児をしている者が全体で964.5万人いる中で、 有業者は821.4万人となっており、有業者の割合は85.2%となりました。前回調査の2017年においては79.2%だったため、5.9%の増加です。

男女別にみたとき、**女性は** 73.4%で前回調査(64.2%) と比較して9.2%伸びており、 育児をしながら就業する女性が増加していることがわかります。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

いつもサトー事務所だよりをご高覧いただき、誠にありがとうございます。

当事務所だよりの情報は、発行当時(令和5年8月31日)の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。

また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。

当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。

社会保険労務士法人サトー

730-0037 広島県広島市中区中町7番41号 広島三栄ビル8 F

月~金 9:00~18:00(12:00~13:00除く)

電話:082(546)2080 FAX:082(546)2081

※固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。

